

2004. 10. 20

佐川克弘

ダムと水利利用者別のチェックリスト

第33回委員会資料2-1「淀川水系における事業中のダムの論点」は一か所を除いてよく纏まっていると思います。それでは問題となる一か所とは何か？

それはずばり利水です。“ダムの目的として新規利水はないとして、ダムの建設の是非の検討から排除”するのを待っているのは誰でしょうか？河川管理者であることは明らかです。彼らの「時間引き伸ばし作戦」に嵌まって淀川水系流域委員会の判断を見送ることは（関西のダムと水道を考える会の野村東洋夫氏が指摘している通り）利水の判断の舞台を「霞ヶ関」に移し、国土審議会水資源開発分科会（淀川部会）に委ねることを意味します。そこでは捏造された検討資料がまかり通っています。それでもよいのでしょうか？

委員会各位、特にダムWG委員各位は絶対それでもよいとは考えておられないと思います。それではこれから何をなすべきか？私は今後の流域委員会の日程を勘案すると、どんなに遅くとも①11月16日までに「利水に関する精査・確認結果」の提示を求める②もしも河川管理者がこの要請に応じられないとすれば、少なくとも大阪府を委員会を招聘するか、委員の代表が大阪府に出向いて“今後の利水対策”を直接聴取すべきだと考えます。委員各位にご負担をかけますが、この私の提案を真剣に検討されるよう強く要請する次第です。

なお私の考えた水利利用者別チェックリストは次の通りです。参考にいただければ幸いです。

◎大阪府・・・丹生（2. 474 m³/S）大戸川（0. 4 m³/S）からの撤退を確認する。

◎阪神水道・・・丹生（0. 556 m³/S）余野川（1. 042 m³/S）撤退確認。

◎京都府・・・丹生（0. 2 m³/S）大戸川（0. 1 m³/S）天ダム再開発（0. 6 m³/S）にこのまま参画したいかどうか確認する。

京都府に参画したい意志が確認されたら（京都府は不安定な暫定水利権を正式な水利権としたいのだから）大阪市～京都府間の水利権変更を河川管理者が仲介することを要請する。新規ダムの利水は委員会としては容認しない。※第6回ダムWG参考資料1 497、第30回委員会参考資料1 449参照。

◎大津市・・・大戸川ダムと無関係に水利権0. 0116 m³/S獲得済み。※第4回利水部会検討会資料2-3-1参照。

◎三重県・・・川上ダム以外に利水を求めることを要求する。

◎西宮市・・・川上（0. 211 m³/S）からの撤退を確認する。

◎奈良市・・・川上（0. 3 m³/S）からの撤退を確認する。

◎箕面市・・・余野川（0. 116 m³/S）からの撤退を確認する。

以上